

( 外交防衛委員会 )

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 ( 閣法第一 号 ) ( 衆議院送付 )

### 要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の俸給月額等を改定するとともに、任用期間を定めて任用されている自衛官の退職手当の算定の方法を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。
- 二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生 ( 以下「学生」という。 ) に支給する学生手当の月額を十万八千三百円 ( 現行十万六千六百元 ) に引き上げる。
- 三、学生に支給する十二月期の期末手当の支給割合を百分の百八十 ( 現行百分の百七十五 ) に引き上げる。
- 四、任用期間を定めて任用されている自衛官が育児休業等により勤務しない期間のある場合について、退職手当の除算規定を設ける。
- 五、防衛省の職員に対し新たに適用する俸給表として、専門スタッフ職俸給表を新設し、同表の適用を受け

る職員に対して支給する手当として、専門スタッフ職調整手当を新設する。

六、本法律は、公布の日から施行する。ただし、四については平成二十年一月一日から、五については同年

四月一日から施行する。また、一及び二については平成十九年四月一日から適用する。